２）技術資料の提出時に監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
３）技術資料の提出時に主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
４）主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する者を現場代理人として配置しなければならない。また、求める経験に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とする。（特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。ただし、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

求める経験　片持張出架設工法により架設したＰＣ（ＰＲＣ）橋上部工を架設した工事

② 設計管理技術者及び照査技術者に関する事項

配置する設計管理技術者及び照査技術者については、次に揚げる基準を満たす者とする。なお、設計管理技術者は照査技術者を兼ねることができないものとする。

設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）技術士［建設部門「鋼構造及びコンクリート」］又はこれと同等の能力と経験を有する技術者
２）技術士［総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」］
３）国土交通省登録技術者（施設分野（橋梁）、業務（計画・調査・設計））に該当する資格保有者

ただし、次の資格保有者は除く。

ＲＣＣＭ［土質及び基礎］の資格保有者
４）ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］
５）土木学会認定土木技術者（鋼・コンクリートに係る特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）

照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

１）技術士［建設部門「鋼構造及びコンクリート」］又はこれと同等の能力と経験を有する技術者
２）技術士［総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」］
３）国土交通省登録技術者（施設分野（橋梁）、業務（計画・調査・設計））に該当する資格保有者

ただし、次の資格保有者は除く。

ＲＣＣＭ［土質及び基礎］の資格保有者
４）ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］
５）土木学会認定土木技術者（鋼・コンクリートに係る特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者・設計管理技術者

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
② 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
③ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑼ 入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑽ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 総合評価落札方式に関する事項

⑴ 施工技術競争型総合評価方式の仕組み　本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価技術提案資料を提出していただくとともに、当社の指定日までに入札書を提出していただいた後、総合評価技術提案資料に係る技術提案のプレゼンテーションを実施して、技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書を開札して、技術評価点と入札者の価格により算出される価格評価点から算出した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする方式である。
⑵ プレゼンテーションに関する事項　提出された総合評価技術提案資料の内容に係るプレゼンテーションを実施する。なお、出席可能者は競争参加者に属する企業の社員とし、工事の配置予定技術者が必ず出席すること。
⑶ 技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の大きな変更を伴う提案は「不適格」とする場合がある。
⑷ 総合評価技術提案資料の記載に関する事項

① 技術提案は、入札価格や施工計画の範囲内で、無理なく実現できる計画であることが前提であり、大きなコスト負担を要するなど「過度な技術提案」と発注者が判断した場合には、「不適格」とする場合がある。

本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。

・既設の上部及び下部（基礎工含む）構造に影響を与え、既設構造物の補強等が必要となる提案
・高速道路本線の通行止め又は常時車線規制を伴う提案
・施工計画提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・エポキシ鉄筋やステンレス筋などに変更する提案
・交通保安要員を追加配置する提案

② 技術提案が１提案もない評価項目が一項目でもある場合は、「不適格」とする。
③ 総合評価技術提案資料は以下の事項に留意し、文字サイズ10ポイント以上で簡潔かつ要領よく記述するものとする。

・下記⑸に記載する評価項目①～③に対する技術提案数は、それぞれ最大３提案までとする。
・評価項目毎にＡ４サイズ１ページ以内に収めるものとする。

なお、様式に従い技術提案の説明用資料を添付できる。